

多様化・複雑化する社会の中で人権文化を根付かせるために

～令和５年度 人権に関する県民意識調査から考える～

元関西学院大学教育学部教授 五百住 満

はじめに

人権とは、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義されています〔人権擁護推進審議会答申（1999（平成11）年）〕。これは、だれもが生まれながらに持っている権利です。また、国籍・性別・出身などにかかわらず、一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、日常生活を支える大切な権利でもあります。

しかし、少子高齢化やグローバル化、ICT技術の急速な発展などによって、人々の価値観や生き方が多様化する中で社会状況が大きく変化し、人々が持っている権利が脅かされる人権課題はますます多様化、さらに複雑化してきています。

このため、兵庫県では、多様化・複雑化した人権課題の解決と人権文化（人権教育のための国連10年（1995～2004年）における universal culture of human rights の語訳で、日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有り様そのものをいいます¹。）を根付かせるための人権施策等を検討するための基礎資料となるべく、1998（平成10）年から5年ごとに県民の人権に関する意識調査を行っています。

今回の意識調査は6回目となりますが、従来からの人権課題については、部分的に現在の社会状況の変化等を踏まえ、選択項目の表現など一部改訂を行うとともに、今日的な課題としての「インターネットを悪用した人権侵害」および「LGBTQなどの性的マイノリティに関する人権問題」等についての意識を問うています。

今回の調査結果については、すでに2024（令和6）年3月に「人権に関する県民意識調査 調査結果報告書」²として刊行されており、そこから調査結果の概要や県民の人権意識の変化などは十分理解できます。

しかし、県民の人権意識から見える兵庫の人権課題やその課題解決のための方策は十分読み取ることはできません。そこでこの論文では、「第1章 人権問題に関する一般的な意識」と「第2章 個別の人権問題に関する意識」においての一部を抽出し、そこから見える兵庫における今日的な人権課題を取り上げます。そして、明らかになった人権課題の解決のために私たちはどう取り組むべきかの方策を、「第3章 今後の人権教育・啓発の在り方に関する意識」の調査結果を参考に論述することとしました。

1. 人権に関する意識調査から見えてくる課題から

(1) 「第1章 人権問題に関する一般的な意識」から考える

兵庫県に人権文化を根付かせるためには、県民の「人権」に対する意識、すなわち「人権」をどれだけ身近な問題と捉えているかは非常に大事です。

以下の調査は、県民が「人権」をどのくらい身近な問題として感じているかの経年変化です。特に今回の調査結果をみると、『身近に感じる（「ひじょうに身近に感じる」と「かなり身近に感じる」を合わせた割合）』が41.4%と『身近に感じない（「全く身近に感じない」と「あまり身近に感じない」を合わせた割合）』である21.4%を上回っています。人権を身近に感じる人の割合は前回とほぼ変わりませんが、身近に感じない人の割

合は5年前よりも低くなっています。これは、極めてよい傾向と言えます。

「年齢別」調査を上記と同様にみていくと、『身近に感じる』は50歳～59歳が46.1%で最も高く、次いで30歳～39歳の42.9%で、70歳以上が37.7%で最も低いという結果でした。『身近に感じない』では、70歳以上が22.5%で最も高く、50～59歳が17.3%で最も低くなっています。

このように現役世代が人権を身近に感じるということは、職場等において様々な人権課題に直面し、人権の大切さを身をもって感じていることの表れであるかもしれません。いずれにしても、これはとても重要なことと言えます。

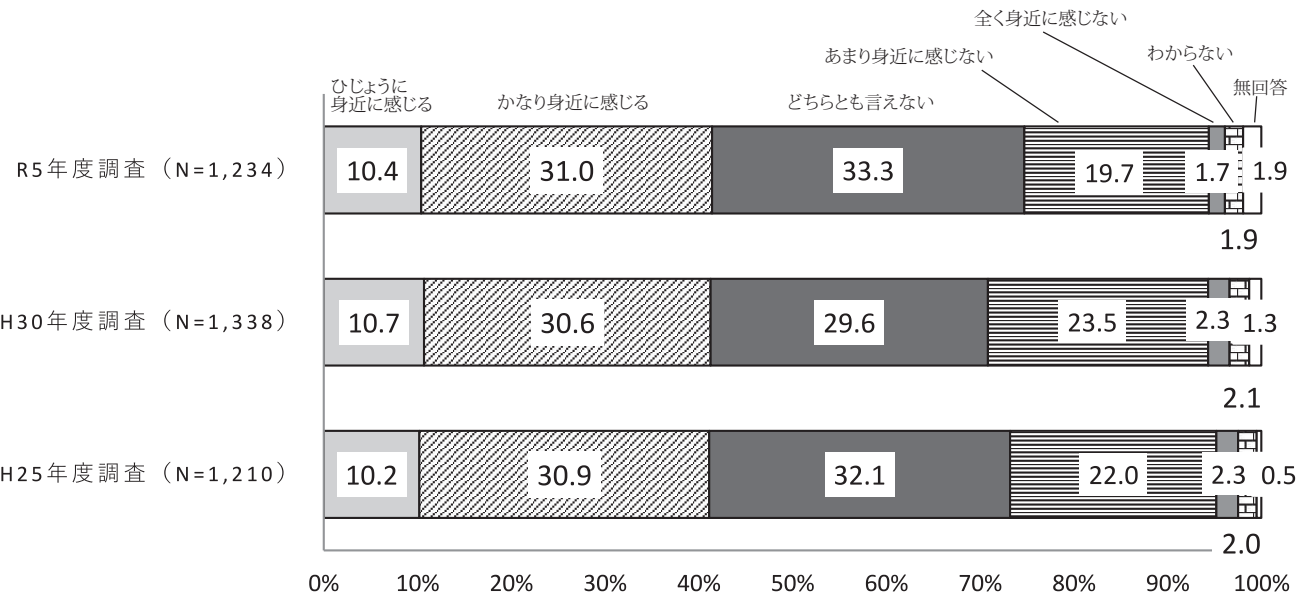


図1 問1 あなたは、「人権」を、どのくらい身近な問題として感じておられますか
(「人権に関する県民意識調査 調査結果報告書」P7より)

さらに、県民一人ひとりの人権意識は5～6年前に比べて高くなっているか」を問うたところ以下の通り、『そう思う(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合)』が44.1%と『そうは思わない(「そうは思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合)』の12.9%を上回っています。県民一人ひとりの人権意識は5～6年前に比べて明らかに高くなっています。

「年齢別」調査を上記と同様にみていくと、『そう思う』は18歳～29歳が50.0%で最も高く、次いで30～39歳が49.4%の順で、60～69歳が37.6%で最も低い結果でした。これも現役世代が高く、これまで以上に人権への意識が高まっていることは、一人ひとりの人権が保障されたよき社会を作っていく上ではとても大切なことと言えます。

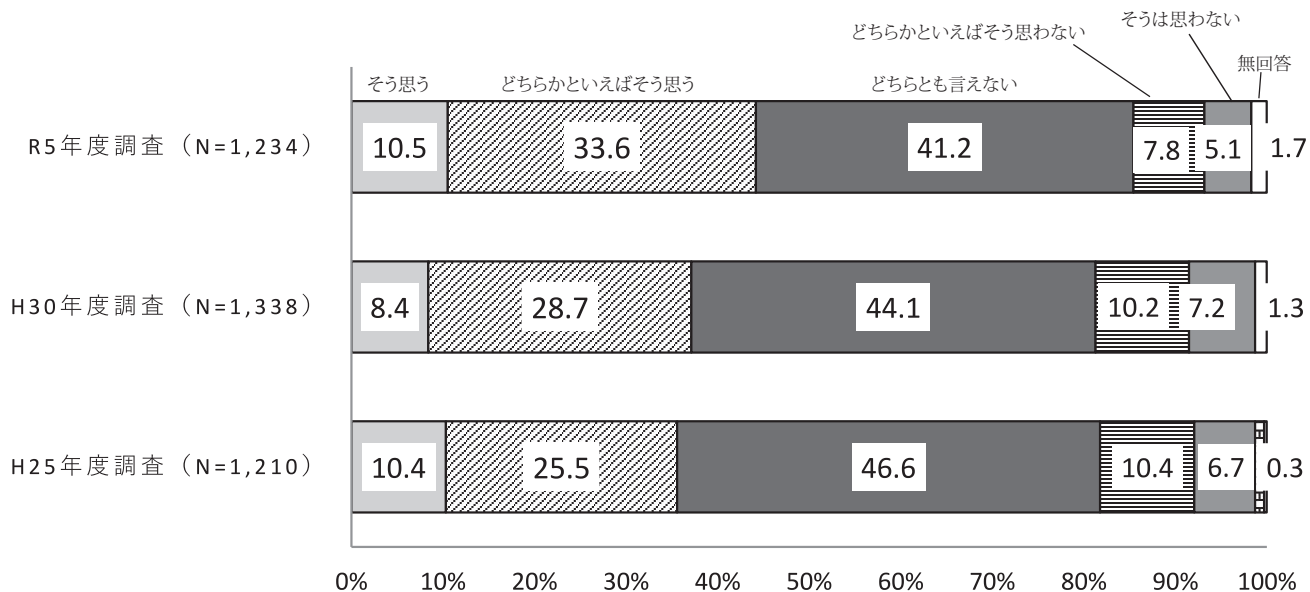


図2 問2②県民一人ひとりの人権意識は5～6年前に比べて高くなっているか
(「人権に関する県民意識調査 調査結果報告書」P11より)

また、「5～6年前に比べ人権が侵害されることは減っているか」についても、以下のグラフのように『そう思う（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合）』が、36.6%と『そうは思わない（「そうは思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合）』の18.4%を上回っています。また「年齢別」調査についてみると、人権侵害は減っているかについても『そう思う』は30～39歳が40.4%で最も高く、次いで18～29歳は40.0%の順となっており、60～69歳が34.4%で最も低くなっています。これも現役世代で人権侵害が減っていることは、とても大事なことと言えます。

これは、マスコミ等で様々な人権侵害案件が取り上げられ、どのような問題を引き起こしているのか詳しく報道されていること等が人権侵害事案の抑止にもつながっているように思われます。また、人権啓発協会や兵庫県人権教育研究協議会がそれぞれ発刊している啓発冊子『きずな』『ひょうごの人権教育』や市町と連携した様々な人権啓発及び教育講座等を含む事業の取組が人権意識の高揚にもつながっているように思われます。

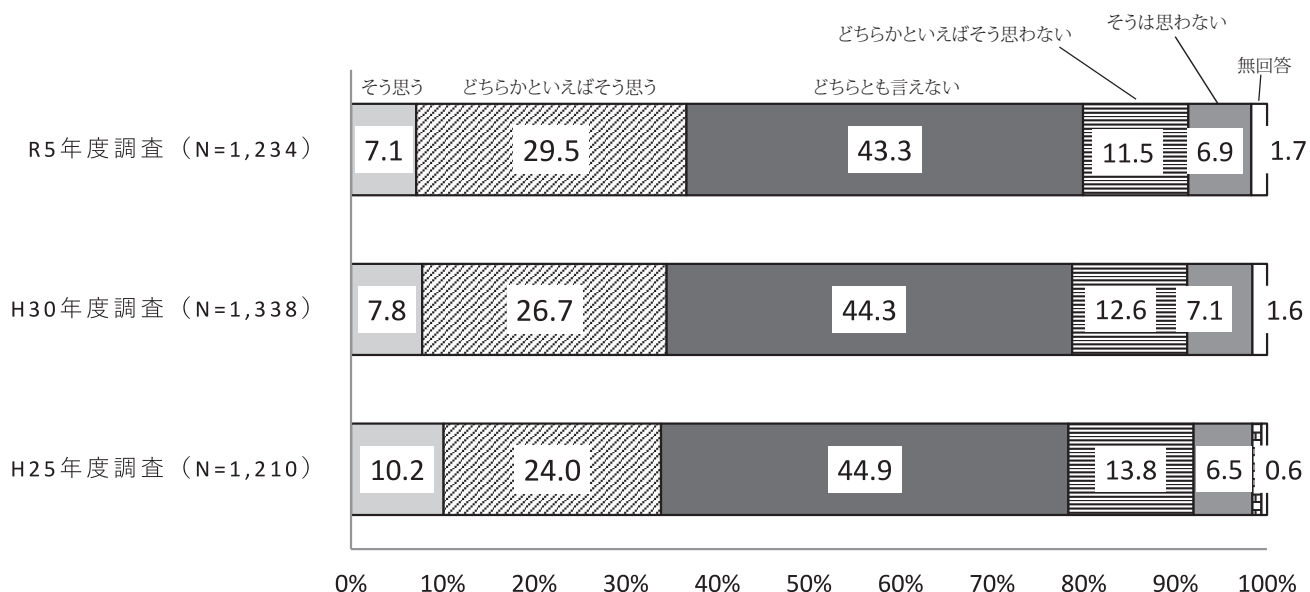


図3 問2③5～6年前に比べ人権が侵害されることは減っているか
(「人権に関する県民意識調査 調査結果報告書」P13より)

(2)「第2章 個別の人権問題に関する意識」から考える

ここでは、特に関心の高かった問題、新たな人権問題を主に論述します。まず、一番関心が高かったのは、インターネットを悪用した人権上の問題です。

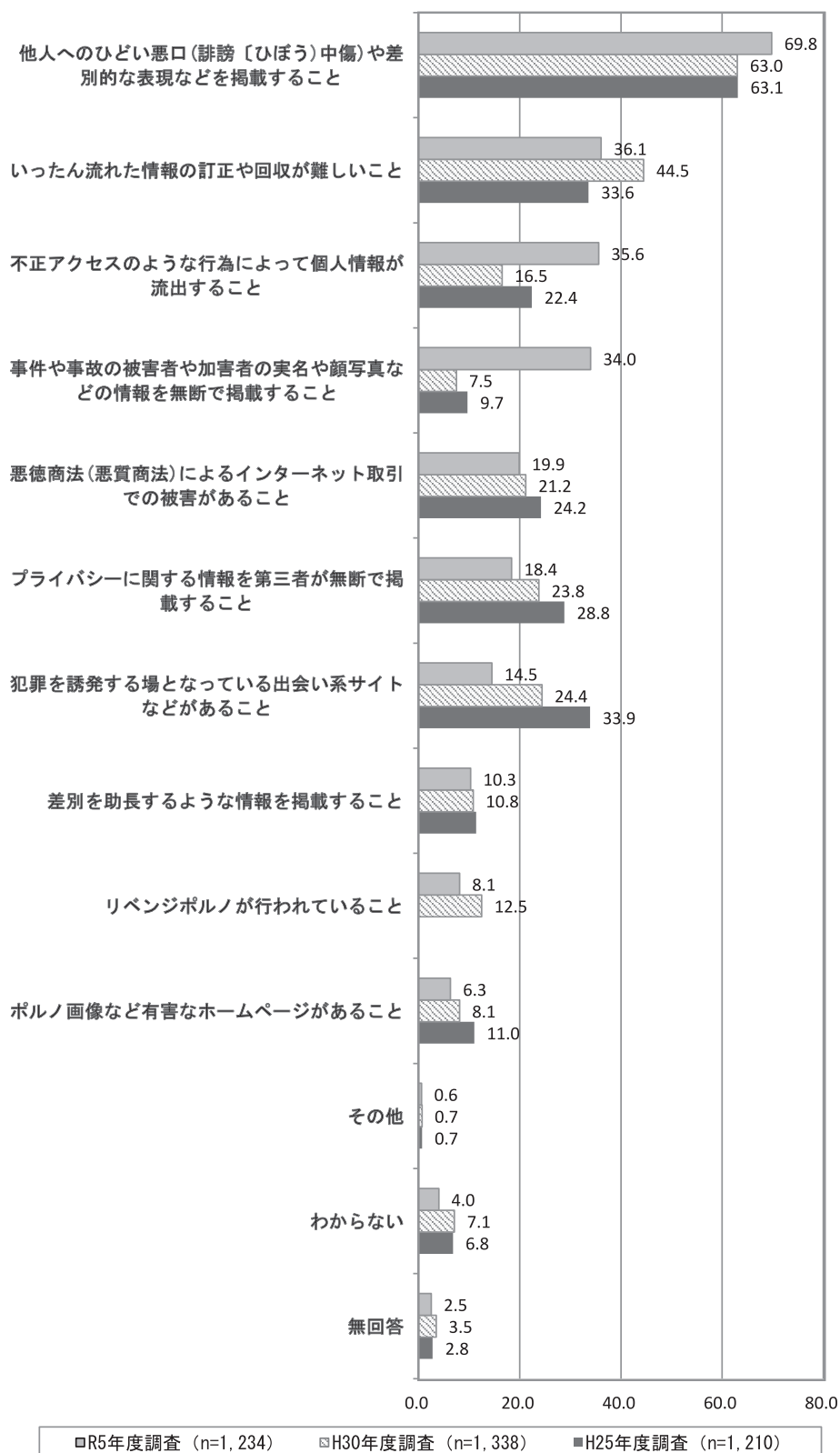


図4 問11 インターネットを悪用した人権侵害について、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか
(「人権に関する県民意識調査 調査結果報告書」P44 より)

ここでは、「他人への誹謗中傷や差別的な表現などを掲載すること」が69.8%で最も高く、他の項目を引き離しています。以下、「いったん流れた情報の訂正や回収が難しい」(36.1%)、「不正アクセスのような行為によって個人情報が流出する」(35.6%)、「事件や事故の被害者や加害者の実名や顔写真などの情報を無断で掲載すること」(34.0%)と続いています。また、部落差別動画がネットで公開されたり、差別的書き込みがあるという差別事象も起こっています。

経年でみると、「不正アクセスのような行為によって個人情報が流出すること」、「事件や事故の被害者や加害者の実名や顔写真などの情報を無断で掲載すること」の割合がそれぞれ格段に高くなっています。

部落差別等の書き込みには、真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮した啓発活動を展開し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

子どもの問題においても、子ども同士の間で、LINE グループから除外したり、過激な言葉を LINE で送信したり、といった SNS を使った「いじめ」が多くなっているため、割合も高くなっています。画面上のことなので、他の人に知られることがないため、問題が深刻化することもあります。

今後、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律³」（プロバイダ責任制限法）や「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律⁴」（特定デジタルプラットフォーム法）などの法律を活かしながら、生命に関わる重大な人権侵害にもつながる書き込みを許さず、個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

次に、女性の人権についても以下のような状況がみられます。

「男女の性別による固定的な意識（「男は仕事、女は家庭」など）」が35.5%で最も高く、次いで「女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習・しきたりが残っていること」(35.1%)、「昇給・昇進の格差など、職場での男女の待遇の違い」(29.9%)、「痴漢やわいせつ行為などの性犯罪」(21.2%)の順となっています。特に「職場での男女の待遇の違い」の割合は年齢が上がるにつれ高くなる傾向があります。

経年でみると、「女性の社会進出のための支援制度の不備」などの割合が低くなっているのに対して、「男女の性別による固定的な意識（「男は仕事、女は家庭」など）」、「女性が政策や方針などの決定に参画する機会が少ない（女性の政治家や管理職が少ないなど）」、「マタニティ・ハラスメント（職場での妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いなど）」の項目は H30 年度から割合が高くなっています。

2024 年版ジェンダーギャップ指数をみても、日本は 146 か国中 118 位となっており、日本社会ではまだまだ女性に比べて男性が優位であるという状況です。このような状況は、「男女共同参画社会基本法⁵」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）⁶」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律⁷」などがすでに施行されていますが、その趣旨等の啓発・教育が様々な分野で十分でないことに起因していることが考えられます。今後、啓発・教育の果たす役割は非常に重要と言えます。

LGBTQ などの性的マイノリティに関する人権問題についても、以下のような状況があります。

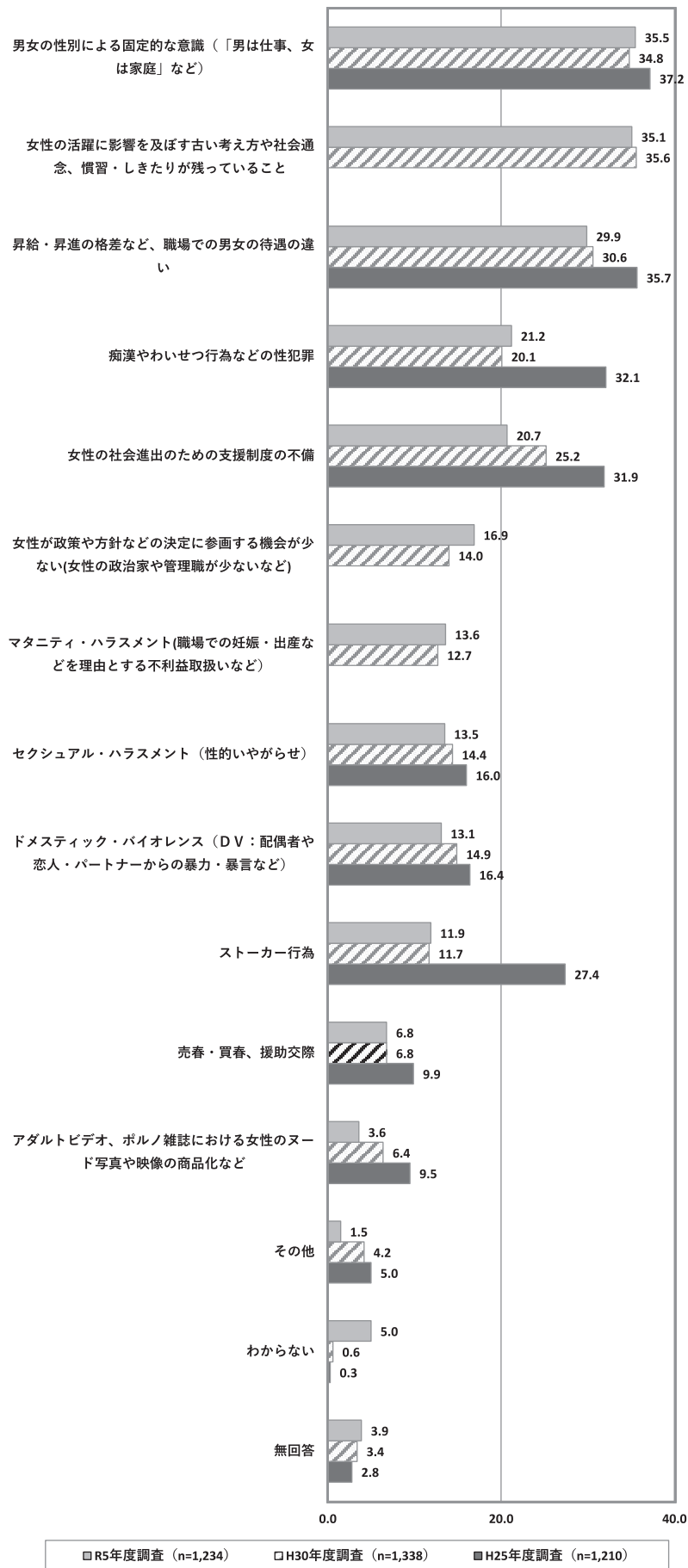


図5 問5 女性に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか
（「人権に関する県民意識調査 調査結果報告書」P26 より）

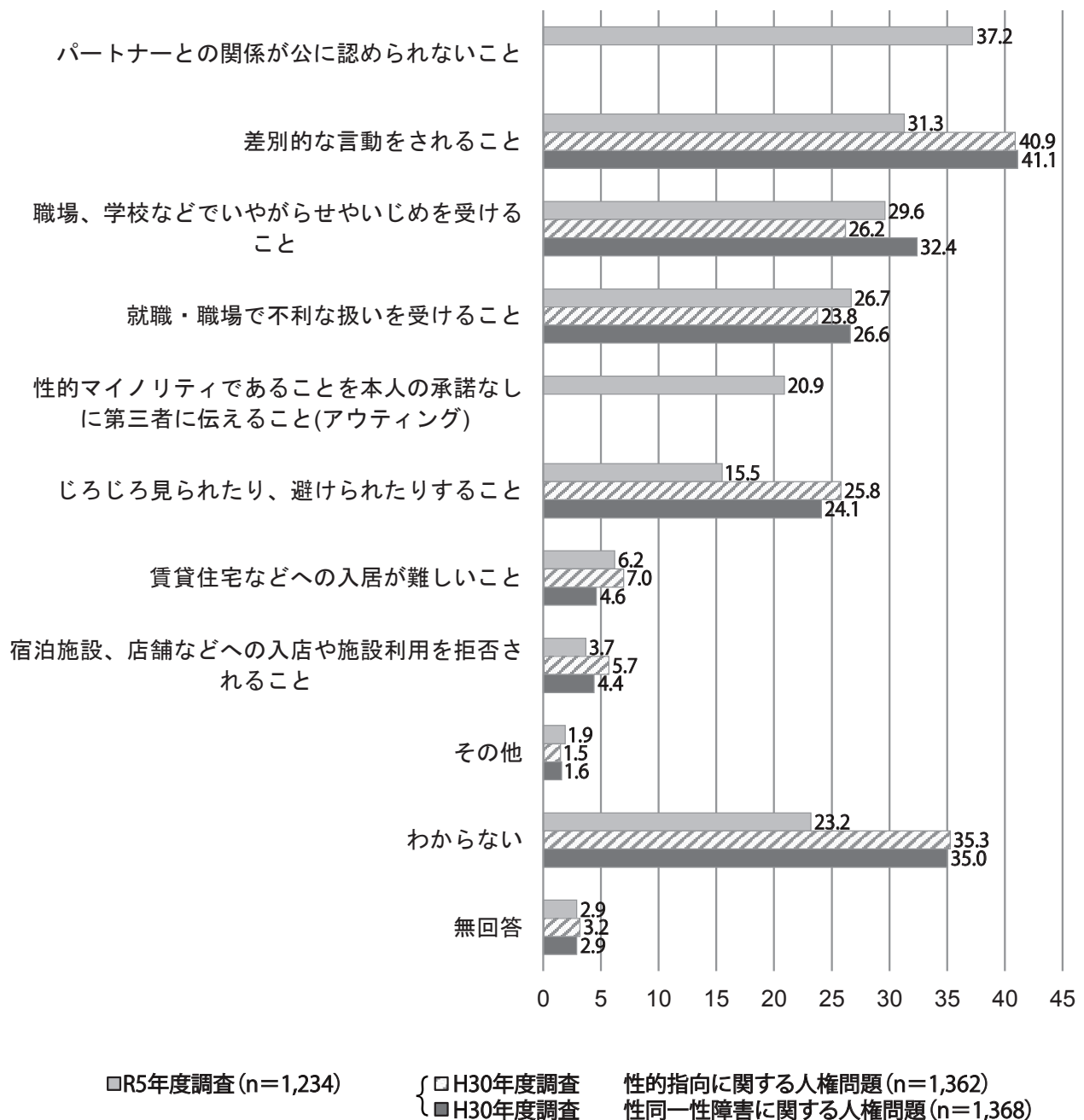


図6 問13 LGBTQなどの性的マイノリティに関し、特にどのような人権問題が起きているか
 (「人権に関する県民意識調査 調査結果報告書」P54より)

「パートナーとの関係が公に認められないこと」が37.2%と最も高く、次いで「差別的な言動をされること」が31.3%、「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」が29.6%が続いています。「わからない」の割合はH30年度に比べて約12ポイント低くなっています。

2023（令和5）年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律⁸」(LGBT理解増進法)が施行されました。自分らしく生きることのできる社会をどう創るか、また、「性」のありようによって、自らの生き方を制限されない社会をどう創るのか、今後、教育の果たす役割が重要と言えます。

2. 複雑化、多様化、複合化する人権課題とこれからの人権啓発・教育のあり方について

1948（昭和23）年12月10日、世界人権宣言が国連総会で採択されてから2024（令和6）年で76年を迎えています。世界の人権をめぐる現実には厳しいです。そのため、国連では、21世紀を「人権の世紀」とするため、「人権という普遍的文化」の構築を目指し、人権に関する活動に積極的に取り組むとともに、1994（平成6）年には「人権教育のための国連10年」を決議し、引き続く取組として、2004（平成16）年に、「人権教育のための世界計画」を決議・採択しています。特に同計画の第4段階では、各国政府や国内人権機関、NGOなどから提案を踏まえて、2020（令和2）年から2024（令和6）年の重点対象を「若者」として、平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための多様性の尊重に力点を置くことを決議しています。そして、この第4段階を「持続可能な開発目標」（SDGs）のゴール（目標）4・ターゲット7と連携させることを盛り込み、取組を強化するように呼びかけています。

このように国連では、各国において、「人権という普遍的文化」が構築されることを目標として、人権に関する教育啓発・教育活動に積極的に取り組むよう要請しているのです。

日本においても、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000（平成12）年に施行され、2002（平成14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、それに基づき、人権に係る施策を推進してきました。さらに、2011（平成23）年4月には基本計画を変更し、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

また、2003（平成15）年には「人権教育の指導方法に関する調査研究会議」が設置され、人権教育の理念を示す「第一次とりまとめ」[2004（平成16）年]に続き、指導方法等の工夫・改善方策等を示す「第二次とりまとめ」[2006（平成18）年]が作成されました。2008（平成20）年には、人権教育の指導方法等の工夫・改善の考え方を示すとともに指導内容や指導方法の実践事例などを紹介した「第三次とりまとめ」を公表しています。

この「第三次とりまとめ」では、人権の知的理解だけでなく、人権を志向する人権感覚が問題状況を変えようとする人権意識、意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を大切にする実践行動につながると整理され、これに対応する学校での全体計画や学習教材、指導内容・方法（参加体験型等）、教職員への研修プログラム等々が提示されています。また、法律においても、2012（平成24）年「障害者虐待防止法」、2013（平成25）年「いじめ防止対策推進法」、2014（平成26）年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、2015（平成27）年「女性活躍推進法」、2016（平成28）年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行され、それに伴う様々な施策が展開されています。

兵庫県においても、これら国の動きを踏まえ、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」[2001（平成13）年策定、2016（平成28）年改定]に基づき、同和問題に加え、拉致問題、インターネットによる人権侵害など新たな課題に関する教育及び啓発を推進し、今日に至っています。

世界や日本で、複雑化、多様化、複合化する人権課題に対して様々な取組が進められる中、兵庫県においても、県民一人ひとりが、人権問題の解決を自らの課題として捉え、人権文化の醸成に向けた広がりのある運動として推進するため、2004（平成16）年に県民運動の名称を「差別をなくそう県民運動」から「人権文化をすすめる県民運動」に改称し、取組を進めてきており、前述の日本での取組に呼応し、子ども、女性、障害者、外国人に係る人権問題については、各分野の施策の中で対応を行っています。

世界及び日本、兵庫県における人権啓発及び教育に関する動きはこれまで述べてきたようなことですが、県民意識調査に見られるように、兵庫県において人権に満ちた社会を生み出していくには、これまで以上に教育の果たす役割は重要であると言えます。

そこで、人権教育を学校教育や社会教育で展開していく場合、平沢安政などが紹介提案した以下の人権教育の4つの側面を通して人権啓発や人権教育を重視、充実していく必要があります。

(1) 人権としての教育 (education as a human rights)

人権としての教育は 教育を受けることそのものが人権であるというもので、つまり、教育を受ける機会の平等な保障のことを言います。すべての人に学習環境や学習システムの保障をすることが大切です。

(2) 人権についての教育 (education on or about human rights)

あらゆる差別（部落差別、外国人差別、女性差別、高齢者差別、障害者差別など）や人権問題について学習すること、さらに環境問題、多文化共生、ネットの問題、安全と防災、ボランティアなどの人権にかかわるテーマと関係付けながら、人権を幅広くとらえ生きて働く知識を深める学習をすることが大切です。

(3) 人権を通じた教育 (education in or through human rights)

人権を通じた教育とは、人権を大切にしたい民主的な学びの展開であり、人権を尊重するやり方や環境を通じて行われます。つまり、社会や学校、職場等ですべての人と人との関係は民主的で豊かなものとなっているのか、その中での学びの進め方は民主的に行われているのかといったことが重要になってきます。また、すべての人がそれぞれにあった人権課題を追求する中で、様々な関係性を大事にしながら、一人ひとりが価値観形成を図っていくことが大切です。

(4) 人権のための教育 (education for human rights)

人権を実現するためには、人権のための知的スキルや社会的スキルを獲得することをめざす必要があります。コミュニケーション力や判断力などの知的スキルや違いを認め受容する力、人間関係をつくる力、対立を解決する力、正しく判断し行動する力などの社会的スキルの獲得が必要です。このような人権に関する学習を日常の行動につなぐことが非常に大事なことです。

県民意識調査「2 人権尊重の考え方に強い影響を受けたもの 問 17 あなたが、人権尊重の考えについて強く影響を受けたと思われるものは」をみると、「小学校時代の人権教育」が39.8%で最も高く、次いで「家族でのふれあいの中から」(39.7%)、「友人とのふれあいの中から」(32.1%)の順となっています。「性別」については、「家族でのふれあいの中から」の割合が13.1ポイント、「友人とのふれあいの中から」が6.2ポイント、いずれも女性が男性よりも高くなっています。これに対し、「職場での人権研修会」の割合は男性が女性よりも3.7ポイント高くなっており、「年齢別」については、「中学校時代の人権教育」、「高等学校時代の人権教育」の割合は18～29歳が最も高く、「学校やPTA主催の講演会や研修会」、「地域の自治会・婦人会主催の講演会や研修会」の割合は60歳以上の層が高くなっています。

このことから、学校での人権教育の充実は極めて重要ですが、地域における社会教育での市民学習の場においても、平沢安政などが唱える、4つの側面を通して人権教育を推進していくことは、人権文化を根付かせる上では極めて大事であると言えます。

おわりに

これまで、人権教育のさらなる充実を述べてきましたが、人権教育をさらに深化させていく上では次の5つの学びが特に重要と考えます。一つ目は、人権を守る法律について学ぶこと。二つ目は、人権を侵害する特権に反対する取組等について学ぶこと。三つ目は、人権が守られる社会制度・システムや文化について学ぶこと。四つ目は、価値観や思想（考え方）について学ぶこと。五つ目は、個人の考え方、生き方について学ぶこと。

これらの学びは、以下の点を視点に据えて学んでいくことが極めて大事であると言えます。

- (1) 自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習を心がけることを・・・常に自分事と考えていくことを
- (2) 民主的社会の形成者としての市民づくりのために、人権の視点にたった学びを心がけることを・・・自他の「権利」を中心にすえたアプローチを
- (3) 参加型・体験的な学習を心がけることを・・・学校や地域等の様々な交流を視野に入れて
- (4) 差別や人権侵害の実態から深く学び、人権教育を確かなものにするための学習カリキュラムを確立し、人権学習を確かなものすることを

最後に、識字教育の方法論を提起したパウロ・フレイレ⁹は、人々が自分の置かれている現実を批判的視点から捉え直し、問題を読み取り、自分の意志に基づいて行動することが重要であると提起し、識字教育の目的も、単に文字の読み書きができるようになることでなく、社会の状況や自分と社会の関係を読み取ることができるようになることにあると言っています。こうした認識が、差別と抑圧とたたかい、自由で平等な新しい人権文化に満ちた社会を創り出す力を生み出すことになると思えます。

[注]

¹ 公益財団法人兵庫県人権啓発協会編「人権啓発テキスト 人権文化をすすめるために」2020（令和2）年 P16

² 公益財団法人兵庫県人権啓発協会編『人権に関する県民意識調査結果報告書』2024（令和6）年3月

³ 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）2001（平成13）年-2023（令和5）年6月一部改正

⁴ 「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」2022（令和4）年10月

⁵ 「男女共同参画社会基本法」1999（平成11）年6月

⁶ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」2015（平成27）年9月

⁷ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」2018（平成30）年5月

⁸ 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」2023（令和5）年6月

⁹ パウロ・フレイレ（Freire,P,1921-1997 ブラジルの教育学者）

[引用・参考文献]

(1) 日本人権教育研究学会編『21世紀の人権・同和教育への展開』（学術図書出版社）2006年

(2) 生田周二著「人権と教育—人権教育の国際的動向と日本的性格—」（部落問題研究所）2007年

(3) 平沢安政著「解説と実践 人権教育のための世界プログラム」（解放出版社）2005年

(4) ロバート・L・マデックス著「国際人権百科事典」（明石書店）2007年

(5) オードリー・オスラー、ヒュー・スターキー著「シティズンシップと教育」（勁草書房）2009年